

(第十四部)

第五回参議院通信委員會會議錄第九号

昭和二十四年五月十六日(月曜)午後五時十六分開会

本日の會議に付した事件
○簡易郵便局法案(内閣提出)

○委員長(大島定吉君) これより委員會を開会いたします。
先ず小澤通信大臣より御説明を願います。

○國務大臣(小澤佐重君) 只今議題となりました簡易郵便局法案について提案理由を説明申し上げます。

郵政事業の第一線窓口機関は、現行制度におきましては、御承知の通り、すべて國の直轄でありまして、今日、いわゆる、普通郵便局で窓口事務を取扱ふものは五九七局、特定郵便局は一三、四二二局、合計一四、〇〇九局であります。

併しながら、今尙窓口機関を持つていない町村は全國に約一、八〇〇残されてゐる状況でありまして、昭和二十二年末の統計で見ますと、人口五、六五六人に對して一局の割合で配置されてゐる勘定となっております。

試みに、これを諸外國と比較いたしますと、英本國は一、九四三人、フランスは二、四〇五人、アメリカは三、四四八人におの／＼一局となつてゐまして、人口密度も併せて考えなければならぬことは當然であります。わが國の普及率が未だ著しく低いことは、ほほ明らかであらうと思はれるのであります。

然るに、今日の郵政事業財政の実状

第十四部 通信委員會會議錄第九号 昭和二十四年五月十六日【参議院】

は、極力支出の抑制を図り、その経営の合理化に努めてゐるにも拘わらず、極めて窮乏した状態でありまして、先般御賛成を得ました料金の値上を実行いたしました外、郵政事業関係のみにおきまして、今回概ね二四、〇〇〇人による行政整理を企図して、辛うじて独立採算制を保持しておる次第であります。

従つて、現状のままに放置いたしますときは、新規に増員を必要とする直轄郵便局の新設のごときは極めて困難となり、郵政事業の公共的な使命の遂行に重大な支障を來たす虞れがあるものであります。

現に、郵便局新設の要望は、國會の請願を通じても極めて熾烈なものがあつて、而も現地の実状から見ても御尤もな要望と考えられるものが少なくないにも拘わらず、從來とも事業財政の制約を受けてその一部分しか実行されておらぬ状況でありますので、今後は一層その実行が困難となることは火を見るよりも明らかなこととあります。

かような状況の下におきましては、この機會において現在の特定郵便局制度よりも更に一段と簡易にして経済的な新制度を創設いたしまして、より少い経費で一局でも多くの窓口機関を普及させることが郵政事業の公共性と郵政事業の独立採算性の要請に沿うゆゑのものであると確信いたしましたので、ここに必要の規定を掲げて本案を提案した次第であります。

以下この法律案の要点につきまして若干説明を申し上げます。

第一の要点は、郵便局の窓口のサービス(即ち、郵便物の取集、運送及配達)の事務は含まれません。を公衆に提供する必要がある場合におきまして、事務の量が著しく少いため、國の直轄による郵便局によらないで、この法律が定める地方公共団体又は農協同組合等に委託して行はせ方が経済的であり、且つ、郵政事業の運営上にも支障がないと認められるときは、郵政大臣との契約によりましてこれらの者は簡易郵便局として國の郵政業務の一部を行うことができることとしたのであります。

尚又簡易郵便局を設ける必要があると認められる地域にこれらの業務を行いたいというものが二以上ありますときは、第一に地方公共団体、第二に協同組合という順位により、又同順位のものの間では郵政大臣の適当と認めるものが選定されることとしたのであります。

第二の要点は、この簡易郵便局で取扱ふ事務の範圍を郵便、郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険及び郵便年金に關する郵便窓口事務のうちで、省令で定めるものと限定いたしました。窓口事務のうち極めて簡易なもので、而も一般に最も利用度の多いサービスのみに限つたこととあります。従つて、

(1) 郵便関係では書留及び速達扱にかゝる内國通常郵便物並びに普通及び書留扱にかゝる内國小包郵便物の引

受と郵便物の窓口交付。

(2) 爲替、貯金関係では、小爲替の振出及び拂渡、通常貯金及び定期貯金の預入、当該簡易郵便局預入の貯金及び原簿所管處で確認済の通常貯金及び定期金の拂戻。

(3) 簡易生命保険及び郵便年金関係では新規契約事務。

(4) 郵便切手類及び印紙の賣さばき事務。

なぞの事務が考えられるのであります。又取扱時間、取扱休止日は必ずしも全國画一的とせず、利用者の便益と経済性を考へて、その地方の事情により、又季節関係等に應じ、弾力性を與えて定めることとしたことと考へておきます。

第三の要点は、この事務を委託された地方公共団体等は、その役職員をして事務を行はせると共に、必要な設備をし、又必要な経費を支弁する責任を負うのであります。郵政大臣はこれに對してその取扱事務に應じた手数料を支給することとしたこととあります。この手数料は月額二万円を以て限度としたのであります。

受と郵便物の窓口交付。
出及び拂渡、通常貯金及び定期貯金の預入、当該簡易郵便局預入の貯金及び原簿所管處で確認済の通常貯金及び定期金の拂戻。
簡易生命保険及び郵便年金関係では新規契約事務。
郵便切手類及び印紙の賣さばき事務。
なぞの事務が考えられるのであります。
又取扱時間、取扱休止日は必ずしも全國画一的とせず、利用者の便益と経済性を考へて、その地方の事情により、又季節関係等に應じ、弾力性を與えて定めることとしたことと考へておきます。

第三の要点は、この事務を委託された地方公共団体等は、その役職員をして事務を行はせると共に、必要な設備をし、又必要な経費を支弁する責任を負うのであります。郵政大臣はこれに對してその取扱事務に應じた手数料を支給することとしたこととあります。この手数料は月額二万円を以て限度としたのであります。

その他この委託事務を取扱ふことに伴う國庫金の取扱及び委託された業務の監督関係等につきましては、それぞれば必要な規定を設けて法律関係を明らかにいたしてあります。

以上がこの法律案の主要な点であります。會期の切迫せる今日取急ぎ提案いたしました甚だ御迷惑をお掛けいたしますが、何とぞ本案の趣旨に鑑みられまして、速かに可決されるようお願いいたします。

○委員長(大島定吉君) それでは本案に對する質疑のある方はどうぞ……速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大島定吉君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会
出席者は左の通り。

委員長 大島 定吉君
理事 渡邊 甚吉君
委員 下條 恭兵君
松嶋 喜作君
深水 六郎君
尾崎 行雄君
千葉 信君

國務大臣 小澤佐重君
通信大臣 武藤 嘉一君
政府委員 通信事務次官 小笠原光壽君
通信事務官 (郵務局長)

第十四部

通信委員會會議錄第九号

昭和二十四年五月十六日

〔參議院〕

昭和二十四年六月七日印刷

昭和二十四年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局